

5

○障害者の就労促進

- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

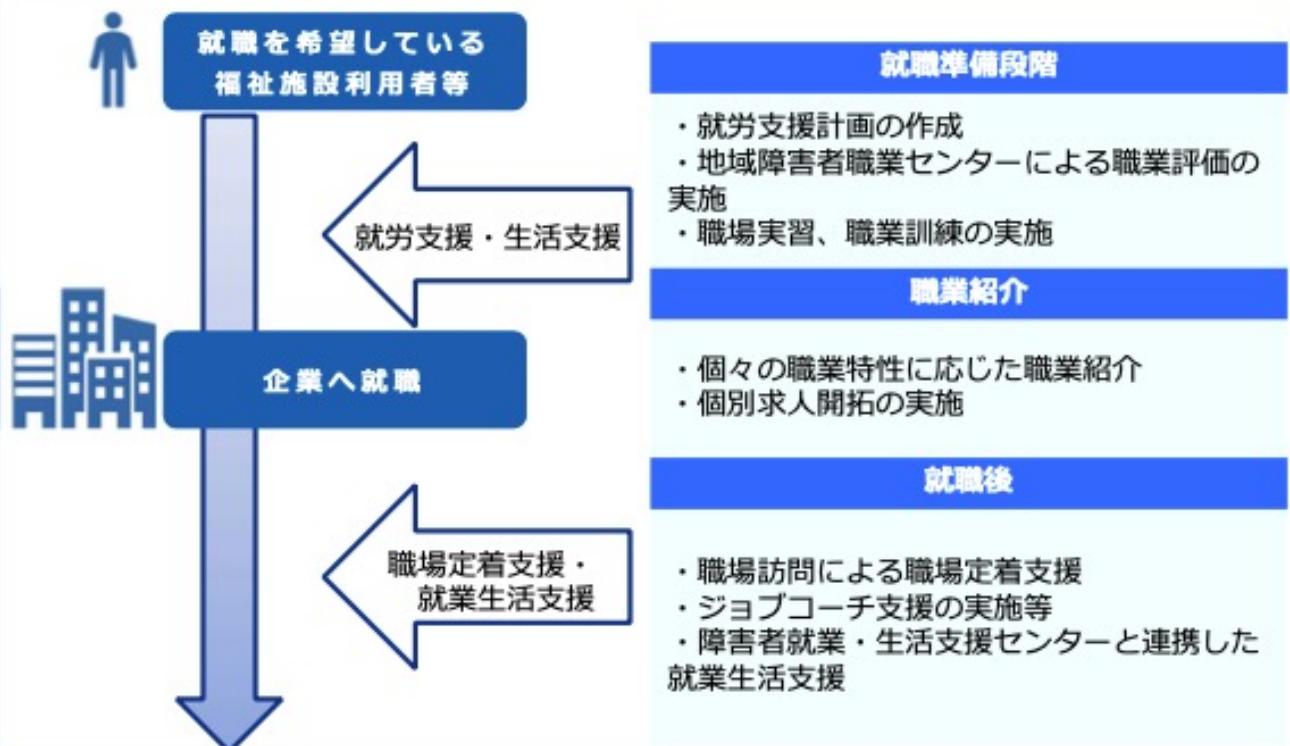
令和6年度当初予算案 17億円 (17億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- ・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の就労支援者

- ジョブコーチ
- 相談支援事業所
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：55.9%（令和4年度）

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

令和6年度当初予算案 10億円 (10億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- ・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

障害者雇用推進チーム

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携の下で以下の事業等を実施

- 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター（企業支援分）」や「精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。

支援内容

- ・職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や特別支援学校の見学

- ・企業向けセミナー
- ・業務の切り出し支援
- ・求人受理

- ・各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援

準備段階

採用活動

採用後

3 事業実績

- 企業向けチーム支援事業の対象事業中、新たに障害者を雇用した企業の割合：43%（令和4年度）

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 (精神・発達障害者雇用サポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和6年度当初予算案 19億円（19億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

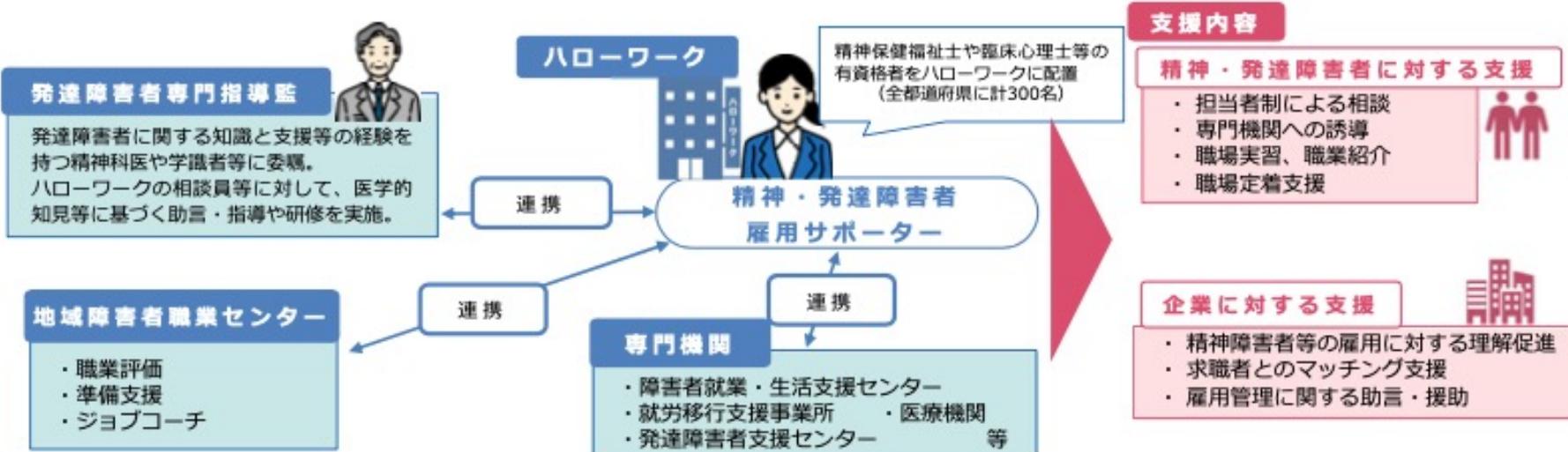
1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。

- 令和6年度からは、新たに「精神・発達障害者雇用サポーター」を設置する。



3 事業実績

- 精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 83.0%
 - 発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 83.3%
- (令和4年度)

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

令和6年度当初予算案 3.3億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額

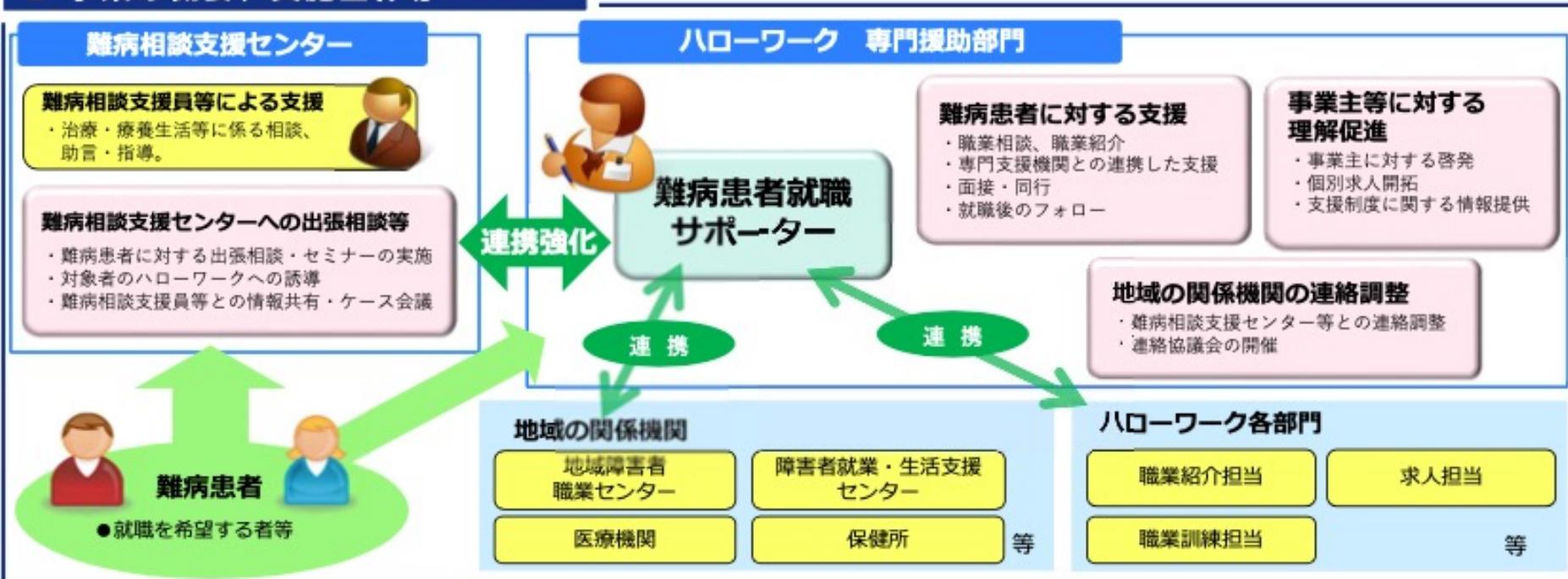
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数 : 全国51人
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
 事業実績 : 難病患者就職サポーターによる就職率62.5% (令和4年度実績)

2 事業の概要、実施主体等



令和6年度当初予算案 3.0億円 (2.8億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
49/50			1/50

1 事業の目的

- 今後、法定雇用率の段階的な引上げと除外率の引下げが予定されている中で、企業に対する支援の強化が求められている。
- このため、特に障害者雇用に関するノウハウを十分に有しない中小企業等を中心に、雇入れから雇用管理、職場定着までの一体的な伴走型支援を実施し、着実な雇入れを実現するために「障害者雇用相談援助助成金」（仮称）が創設される。本助成金を活用した障害者雇用相談援助事業における相談援助等の質を担保する等適切な事業運営を図る必要がある。
- また、地域の就労支援機関等関係機関のネットワークの構築、連携強化、相互理解を図ることを通じて、引き続き、企業における一般就労の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- ・ 就職支援コーディネーター（地域連携推進分）を配置し（52名）、以下の業務を実施する。
 - ①「障害者雇用相談援助助成金」（仮称）の活用対象となる「雇用管理に関する援助を実施する事業者」の認定、雇用管理に関する援助を行う事業者への助言・相談、助成金活用企業に対する助言・指導、実態調査対応業務等
 - ②都道府県労働局・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や関係機関とのネットワークを構築し、連携強化を図るために、地域連携推進協議会の開催、地域資源の情報管理等
 - ③職場実習受入事業所・就労支援機関等との連絡調整、就労支援セミナー・事業所見学会の実施に係る調整等

【障害者雇用相談援助事業の運営】



実施主体（その他の事業含む）

都道府県労働局・ハローワーク

事業実績

- ◆ ハローワークにおける障害者の就職件数：102,537件（令和4年度）

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

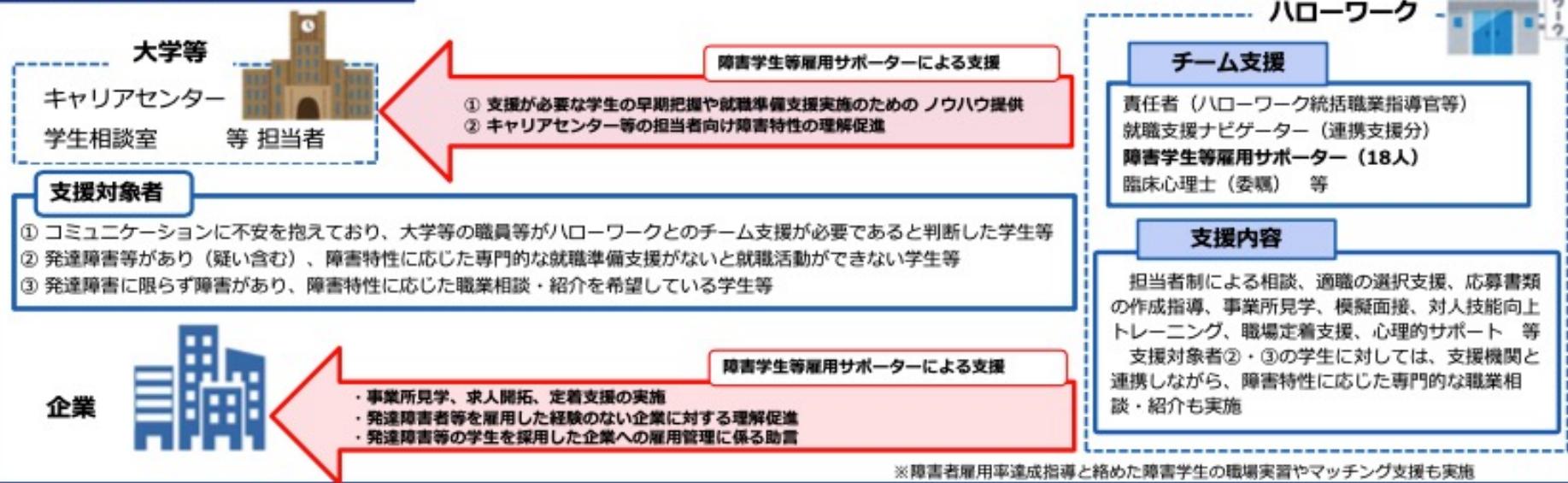
令和6年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生や、発達障害に限らず障害があり、障害特性に応じた就職支援を必要としている学生等への支援の実施のために、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、当該学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生等には障害学生等雇用サポーターによる個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。
- ◆事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援を終了した学生等のうち、就職した者の割合68.9%（令和4年度）
- 令和6年度からは、新たに「障害学生等雇用サポーター」を設置する。

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和6年度当初予算案 85億円（81億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一體的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- 更に、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

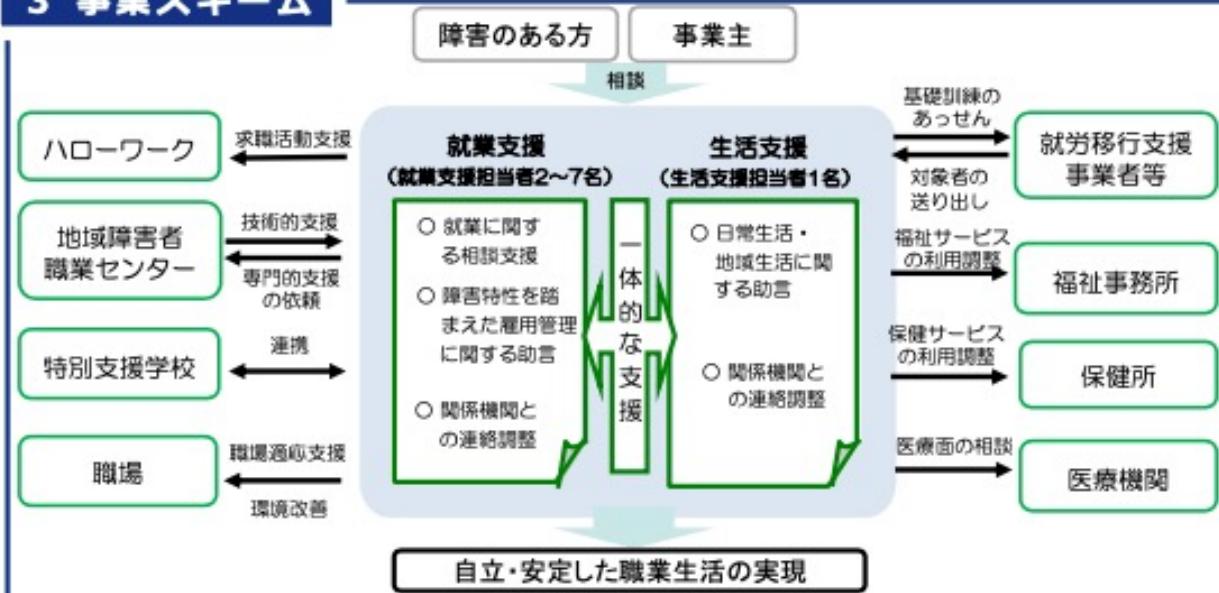
<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【実施主体】

都道府県知事がセンターとして指定した法人
(一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人)

3 事業スキーム



4 事業実績（令和4年度）

支援対象障害者数：218,382人

相談・支援件数： 支援対象障害者 1,305,329件 事業所 472,945件

就職件数（一般事業所）：15,829件 就職率：77.0% 定着率（1年）：81.0%

公務部門における障害者雇用に関する支援について

令和6年度当初予算案 93百万円（2億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

公務部門においては、障害者雇用に関する基本方針等に基づき、順調に障害者の採用が進んだことにより、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりを重点的に実施するため、下記の取組を行う。

2 事業の概要、事業実績等

障害者雇用に関する理解の促進

- 各府省・地方公共団体の職員を対象に、精神障害・発達障害に関して正しく理解し、職場における応援者となれるよう、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催

障害者が活躍しやすい職場づくりの推進

- ハローワーク等に職場適応支援者を配置（10人）し、各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う
- 障害者の職業生活に関する相談及び指導を行うにあたって必要な知識・スキルの習得等を行う障害者職業生活相談員資格認定講習を実施
- 各府省の中で、障害者の雇用をサポートする支援者として選任された職員に対し、雇用する障害者が職場適応できるよう必要な支援スキルや知識等を付与するセミナーを開催

事業実績

①91.6%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
(6か月間継続雇用者数／対象労働者数（令和4年度上半期）)

②13,352件

職場適応支援者の活動件数（令和4年度）

③2,447件

認定講習受講者数（令和4年度）

【実施主体】委託事業（NPO法人）

障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業

職業安定局
障害者雇用対策課
(内線5782)

令和6年度当初予算案 58百万円 (58百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 平成28年4月から改正障害者雇用促進法の差別禁止及び合理的配慮の提供義務が施行され、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎へ追加されたこと等から、障害者が能力を十分に活かして働き続けることができる雇用の場の創出、障害者の職場定着への一層の支援が求められている。
- このため、全国7ブロックに障害者雇用に係る事業主の相談窓口の設置し合理的配慮等のノウハウを提供するとともに、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた措置を実施し、その先進的な取組を普及する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体

委託事業（障害者雇用の実践的ノウハウを有する民間団体等）

事業内容

差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援

① 障害者雇用経験者による対応支援

全国7ブロックに相談窓口の設置
(北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)

② 講習会、相談・交流会の実施

障害者を雇用したことのない事業主や障害者雇用に課題を持つ事業主に対する講習会・事例報告会、
障害者雇用実績のある企業による相談会、障害者を雇用する企業担当者等同士の経験交流会を実施する。

実績（令和4年度）

事業主からの相談件数：1,841件

相談を受けた事業主の課題を解決した割合：99%

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和6年度当初予算案 43百万円 (75百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 障害者の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保のため、障害者雇用におけるテレワークの更なる推進が必要である。
- しかしながら、事業所から遠方に住む障害者のテレワーク時の雇用管理への不安から導入を躊躇する企業も多く、また、実際に新たに障害者のテレワークを導入した企業においては、テレワーク勤務におけるコミュニケーションや雇用管理等の課題が生じているところ。
- ▶ 企業に対して、個々の企業の状況を踏まえて、障害者のテレワーク勤務の導入に向けた相談支援や、雇用している障害者のテレワーク時の雇用管理面での課題解決に向けた相談支援を行う。
- ▶ また、企業に障害者雇用の選択肢の1つとして、テレワークによる障害者の雇用を検討してもらえるよう、インターネット上で事例の周知を図る。

2 事業の概要等

① 相談支援の実施

- ・ 障害者をテレワークで雇用したいと考えている企業や、すでにテレワークで障害者を雇用している企業に対して、各企業の個別の課題やニーズに応じて、専門アドバイザーによる個別具体的な相談支援を実施する。

② 事例集等のインターネット上の周知

過去に作成した障害者のテレワークに関する事例集やフォーラムの動画等をインターネット上に掲載し、広く周知を行う。



事業実績：企業向けコンサルティング：実施企業数54社（のべ142回）企業向け導入ガイダンス：5回（参加者数366人）（令和4年度）

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・短時間トライアルコース）

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5868)

令和6年度当初予算案 12億円（12億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面があるところである。このため、これらの事業所に対して、障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。

2 事業の概要・スキーム

障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を**1週間の就業時間20時間以上**で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- 精神障害者以外···対象障害者1人当たり1か月**4万円（最大3か月）**の助成金を支給する。
- 精神障害者···対象障害者1人当たり1~3か月分までは1か月**8万円**、4~6か月分までは1か月**4万円**とし、7か月目以降は支給しない。

【試行雇用期間】

試行雇用は原則**3か月間（精神障害者については最大12か月）**とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。

※ 障害者がテレワークの勤務形態で働く場合には**最大6か月までのトライアル雇用**を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、精神障害者又は発達障害者に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- 対象障害者1人当たり1か月**4万円（最大12か月）**の助成金を支給する。

【試行雇用期間】

試行雇用は**3か月から最大12か月間**とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は**1週間の就業時間10時間以上20時間未満**で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県労働局、ハローワーク

事業実績：試行雇用開始者数 6,312人（R4実績）

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース）

令和6年度当初予算案 5.8億円（6.3億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

2 事業の概要、事業実績等

（1）対象事業主

発達障害者又は難病患者※¹を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

（2）助成対象期間

1年（中小企業2年）

（3）支給金額

50万円（中小企業の場合 120万円）※²

（4）事業実績

①90.1%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
(6か月間継続雇用者数／対象労働者数(令和4年度上半期))

②999件

対象労働者の雇入れ件数(令和4年度)

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者（障害者総合支援法の対象疾病を基に設定）

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6か月経過ごとに2回（中小企業の場合は4回）に分けて支給する。

